

事務連絡

令和6年11月29日

法務局民事行政部首席登記官（不動産登記担当） 殿

地方法務局首席登記官（法人登記担当を除く。） 殿

（新潟、金沢以外は、参考送付）

法務省民事局民事第二課 補佐官

令和6年能登半島地震に関し被災者生活再建支援法が適用された地域に所在する不動産の登記の登録免許税の還付手続について

標記登録免許税の取扱いについては、本年3月29日付け法務省民二第678号（以下「令和6年通知」という。）をもって当局民事第二課長から法務局民事行政部長及び地方法務局長宛てに通知がされたところですが、この通知において、別途連絡することとされていた還付手続の具体的な事務処理の流れについて、下記のとおり定めましたので、連絡します。

なお、本作業に係る所要の経費については、別途、官房会計課から各局宛て示達される予定です。

記

1 事務処理の流れ

還付手続は、以下の手順によるものとする。

- (1) 固定資産の価格等の決定に係る通知の受領
- (2) 還付の対象となる申請の抽出
- (3) 登記申請人宛ての還付に関する連絡文書の作成・送付
- (4) 還付通知書の作成・送付

2 各作業における留意点について

- (1) 固定資産の価格等の決定に係る通知の受領

市町が令和6年度の課税価格を登録した場合には、地方税法（昭和25年法律第226号）第422条の3の規定により登記所に通知される。

当該通知を受けた登記官は、登録免許税法（昭和42年法律第35号。以下「免許税法」という。）第31条第1項第3号の規定により、(2)以下の手順に従って、所轄税務署長に対し還付の通知をすることとする。

(2) 還付の対象となる申請の抽出

本年4月1日以降の申請のうち、令和6年通知の記1又は2に基づき登録免許税の額を再度算出し、現に納付された登録免許税の額が過大となったものを抽出して対象とする。

対象とした申請については、申請書類つづり込み帳から①申請情報、②登録免許税納付用紙及び③固定資産評価額が分かる根拠書類（固定資産評価証明書、課税明細書等）の写しを作成する。

(3) 登記申請人宛ての還付に関する連絡文書の作成・送付

登記申請人に対し、還付に関する連絡文書（別添参照）を作成する。

連絡文書の宛先は、一般的に登録免許税を負担することが多いと思われる登記権利者（共有名義にあっては筆頭の登記名義人、代位登記の場合にあっては代位者）とする。

この連絡文書には、登記官の職印を押印した上で簡易書留で送付し、登記所において連絡文書の写しを控えておくこととする。

なお、送付した連絡文書が宛先不明で返送された場合には、当該連絡文書を登記所において保管するものとし、再度の発送をすることは要しない。

(4) 還付通知書の作成・送付

還付通知書は、別紙様式により作成することとする。

なお、還付通知書は、納税地を所轄する税務署ごとに作成するものとし、一度に通知する件数については、税務署の繁忙時期などを踏まえて、個別に税務署と調整することとする。

3 その他

還付手続の実施に当たっては、免許税法第31条第1項の通知の意義に鑑みて、不正事件を発生させない観点からの相互牽制措置等、各局の実情等に応じた必要な対策を講じられたい。

別紙様式

日記第 号
令和 年 月 日

税務署長 殿

法務局 出張所
登記官

職印

還付通知書

登録免許税法第31条第1項の規定により、通知します。

登記の区分							
申請の受付の年月 日及び受付番号又は再使用証明番号	別紙のとおり						
還付金額	金 円						
還付原因	1 却下 2 取下 3 過誤納						
還付原因の 生じた日							
納付方法 収納機関の名称	1 印紙 2 領収証書 <table><tr><td>銀行</td><td>郵便局</td></tr><tr><td>支店</td><td>税務署</td></tr></table>	銀行	郵便局	支店	税務署		
銀行	郵便局						
支店	税務署						
申請人の氏名・住所							
納税地	(同 上)						
還付通知の請求・ 申出の別・年月日	1 還付通知請求 令和 年 月 日 2 還付申出						
希望する還付場所	市 町 番地 <table><tr><td>銀行</td><td>郵便局</td></tr><tr><td>支店</td><td>税務署</td></tr><tr><td colspan="2">(普通・当座)口座 ()</td></tr></table>	銀行	郵便局	支店	税務署	(普通・当座)口座 ()	
銀行	郵便局						
支店	税務署						
(普通・当座)口座 ()							
備考							

項番	登記の区分		申請書の受付年月日・受付番号		還付金額 (円)	還付の原因	還付の原因が生じた日 ※1	納付方法	電子納付の場合 納付番号	申請人の氏名・住所		納税地	還付通知の請求・申出の別		備考欄
	目的	原因	受付年月日	受付番号						住所	氏名		種別	年月日	
記載例	所有権移転	相続	令和6年4月1日	23111	500	過誤納	令和6年7月1日	印紙		〇市〇〇	法務 太郎	同左			●月●日(※2) 評価額修正に伴う職権還付
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															

※1 地方公共団体から通知が到達した日を記載すること。

※2 還付の原因が生じた日と同日を記載すること。

別添 連絡文書（案）

日 記 第 号
令和 年 月 日

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号
甲野 太郎 様

〇〇地方法務局
登記官 法務 花子

登録免許税の還付について（お知らせ）

この度の令和6年能登半島地震により被災された皆様に対し、心からお見舞い申し上げます。

さて、●●県内におきましては、令和6年能登半島地震の影響により、令和6年度における固定資産課税台帳価格の改定に遅延が発生している市町があるため、令和6年4月以降の登記申請においても、前年度の価格に基づき登録免許税を納付していただいたところです。

今般、市町から令和6年度の固定資産課税台帳価格が改定された旨の通知を受け、法務局において、納付されるべき登録免許税額の再計算を行ったところ、貴方の申請につきまして、下記のとおり過大に納付されていることがわかりました。

そこで、当局から所轄税務署に対し、登録免許税法の規定に基づき、過大に納付された金額について還付通知書を送付しましたので、お知らせします。

今後は、所轄税務署を通じて還付金額が通知されることとなりますので、申し添えます。

記

1 還付手続の対象となる登記申請の内容

登記の目的
受付年月日
受付番号
登記原因

2 再計算後の課税価格及び過大納付額（還付金額）

・課税価格の再計算

（再計算前の）課税価格 _____ 円
（再計算後の）課税価格 _____ 円

・過大納付額（還付金額）

納付済み登録免許税額 _____ 円
再計算後登録免許税額 _____ 円

・還付金額 _____ 円

〇〇地方法務局不動産登記部門

担当：××、〇〇

住所：

電話： _____（代表） _____（内線）

法務省民二第678号
令和6年3月29日

法務局民事行政部長 殿
地方法務局長 殿

(新潟、金沢及び富山以外は、参考送付)

法務省民事局民事第二課長
(公 印 省 略)

令和6年能登半島地震に関し被災者生活再建支援法が適用された地域に所在する不動産の登記の登録免許税及び筆界特定の申請手数料の取扱いについて（通知）

不動産の所有権の移転等の登記における登録免許税の課税標準として不動産の価額を用いる場合は、固定資産課税台帳に登録された当該不動産の価格（登録免許税法（昭和42年法律第35号。以下「登免税法」という。）附則第7条）を用いることとなり、また、筆界特定の申請についての手数料の算定における対象土地の価額としては、固定資産課税台帳に登録された当該土地の価格（筆界特定申請手数料規則（平成17年法務省令第105号）第1条）を用いることとなります。

今般、令和6年能登半島地震に関し被災者生活再建支援法が適用された貴局管内の市町村において、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条第1項の規定による価格の登録（以下「登録価格」という。）を予定しているものの、令和6年能登半島地震の影響によって課税事務に遅延が生じ、本年4月1日以降に登録され、当該登録価格が令和6年度の賦課期日（令和6年1月1日）における登録価格とされる不動産が生ずる見込みです。

そのため、これらの不動産についての所有権の移転等の登記における登録免許税及びこれらの土地を対象土地とする筆界特定の申請についての手数料の取扱いについては、下記のとおりとすることとしましたので、貴管下登記官に周

知方お取り計らい願います。

記

1 不動産についての所有権の移転等の登記に係る登録免許税を課する際には、令和5年度の賦課期日における登録価格を課税標準として登録免許税の額を算出するものとする。

その上で、令和6年度の賦課期日における価格が登録されたときは、その登録価格を基に登録免許税の額を再度算出し、現に納付された登録免許税の額が過大となる場合には、その部分の登録免許税の額につき、登録税法第31条第1項に基づいて、税務署長に対し、還付の通知を行う。

2 筆界特定の申請についての手数料を納付させる際には、令和5年度の賦課期日における登録価格を対象土地の価額として手数料の額を算出するものとする。

その上で、令和6年度の賦課期日における価格が登録されたときは、その登録価格を基に手数料の額を再度算出し、現に納付された手数料の額が過大となる場合には、その部分の手数料の額につき、申請人に対し、登録価格の改定に伴い、納付済みの手数料の額が過大であったことが判明した旨及びその差額に相当する金銭の払戻しを受けるためには払戻請求書を提出する必要がある旨を通知するとともに、払戻請求書用紙を送付する。

3 1及び2について、現に納付された登録免許税又は手数料の額が、再度算出した登録免許税又は手数料の額より過少となるときであっても、過少納付があったものとして取り扱うことを要しない。

4 1及び2における還付手続の具体的な事務処理の流れについては、別途連絡する。